



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 天達共和のニュース	2
朱向鳴パートナー弁護士が日本業務部に加わりました	
◆ 2023 年上半期独占禁止関連の立法・執行動向に関する Q&A ...	3
◆ 最新法律動向	9
一、「中華人民共和国対外関係法」	
二、「愛国主義教育法(草案)に関する意見募集」	
三、「最高人民法院、最高人民検察院、公安部、法に則ってサイバー暴力違法 犯罪を処罰することに関する指導的意見(意見募集稿)」	
四、「知的財産権の濫用による競争の排除や制限する行為を禁止することに 関する規定」	
五、「中央企業法律紛争事件管理弁法」	

朱向鳴パートナー弁護士が日本業務部に加わりました



この度、朱向鳴パートナー弁護士が新たに天達共和法律事務所の日本業務部に加わりました。朱向鳴弁護士は、2005年から中国の法律業務に従事し、新規設立から清算までの企業経済活動に密接に結びつく法的問題を扱っています。日系企業のクライアント様を中心に、中国の市場参入政策調査、現地法人の新設、中国側出資者との合弁、クロスボーダーM&A等の投資案件、現地法人の経営期間中に関わるライセンス取得、工場建設、労務雇用、安全生産、環境保護、財務・税務、各種契約の締結、知的財産権保護、サイバーセキュリティ及びデータ保護等の分野に豊かな実務経験を有しています。

朱向鳴弁護士は、クライアント様のニーズに応じて、分かりやすい提案・丁寧な説明を心掛け、また中国各法律分野、各地域の実情に応じて、真の問題解決のサポートをして参ります。



2023 年上半期独占禁止関連の立法・執行動向に関する Q&A



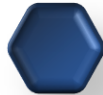
パートナー弁護士 汪 娜

Q: 2023 年上半期の中央レベルの立法成果及び動向にはどんなものがありますか。

A: 2022 年 6 月 24 日、第 13 期人民代表大会常務委員会第 35 回会議での審議を経て「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国独占禁止法』の改正に関する決定」が採択され、2022 年 8 月 1 日より施行されました。改正後の「独占禁止法」の運用を徹底するため、国家レベルで一連の関連規定が相次いで打ち出されました。

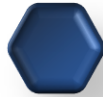
国家市場監督管理総局では、「独占禁止法」の改正後から今までの間、計 5 部の関連規程を打ち出しました。それには、2023 年 3 月 10 日付けで公布され、2023 年 4 月 15 日より施行された「独占協定の禁止に関する規定」「市場支配地位の濫用行為の禁止に関する規定」「行政権力の濫用による競争の排除や制限行為の制止に関する規定」及び「事業者集中審査規定」(詳細については下表をご参照下さい)の 4 部の規定と、2023 年 6 月 25 日付けで公布され、2023 年 8 月 1 日より施行予定の「知的財産権の濫用による競争の排除や制限行為の禁止に関する規定」が含まれています。

これ以外に、国家市場監督管理総局よりさらに 3 部の「独占禁止法」に関連する指南またはガイドラインが公布され、それには「業界協会に関する独占禁止指南」「事業者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン」及び「標準必須特許(SEP)分野の独占禁止指南」に関する意見募集稿が含まれています(詳細については下表をご参照ください)。



法規名称	具体的状況
「独占協定の禁止に関する規定」	2023年3月10日公布、2023年4月15日より施行
「市場支配地位の濫用行為の禁止に関する規定」	2023年3月10日公布、2023年4月15日より施行
「行政権力の濫用による競争の排除や制限行為の制止に関する規定」	2023年3月10日公布、2023年4月15日より施行
「事業者集中審査規定」	2023年3月10日公布、2023年4月15日より施行
「知的財産権の濫用による競争の排除や制限行為の禁止に関する規定」	2023年6月25日公布、2023年8月1日より施行
「業界協会に関する独占禁止指南」	2023年5月15日付け、パブリックコメント募集に関する公告を公表、「業界協会に関する独占禁止指南」に関する計27条で構成された意見募集稿を添付
「事業者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン」	2023年6月19日付け、パブリックコメント募集に関する公告を公表、「事業者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン」に関する計35条で構成された意見募集稿を添付
「標準必須特許(SEP)分野の独占禁止指南」	2023年6月30日付け、パブリックコメント募集に関する公告を公表、「標準必須特許(SEP)分野の独占禁止指南」に関する計20条の意見募集稿を添付





Q: 2023 年上半期の地方レベルの立法成果及び動向にはどんなものがありますか。

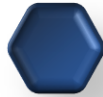
A: 上記の通り、中国では昨年「独占禁止法」を改正しており、改正された「中華人民共和国独占禁止法」第 13 条第 2 項に基づき、国務院独占禁止法執行機関は業務上の必要性に応じて、各省、自治区、直轄市人民政府の関連機関に授権することによって、本法の規定に基づき独占禁止法執行業務を担当させることができます。このような背景の下、各地方の主管部門もより実行性のある規範となる文書を公布するようになり、または公布しようとしています。その主な状況は以下の通りです。

先ず、北京市市場監督管理局では、2023 年 4 月 25 日に「ビジネス環境の更なる最適化、市場主体の制度的取引コスト削減業務プラン」の配布に関する通知の中で、「北京市市場監督管理局、ビジネス環境の更なる最適化、市場主体の制度的取引コスト削減業務プラン」を公布しました。当該プランの第 2 条の主なミッション(3)「公正で秩序ある競争環境を維持する」第 15 項目の中で、「競争監督管理方式を革新する」必要があり、即ち「北京市事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」「北京市プラットフォームアルゴリズム独占禁止コンプライアンスガイドライン」を策定し、プラットフォーム企業によるデータ独占という状態を打ち破り、アルゴリズム濫用を予防・制止するために理論による支持を提供し、事業者の独占禁止コンプライアンス意識とリスク識別能力の向上を図るために規則による指導を提供することを打ち出しました。

次に、上海市市場監督管理局では、インターネットプラットフォーム企業の競争コンプライアンス管理の強化、インターネットプラットフォーム企業の独占禁止コンプライアンスの常態化監督管理レベルの向上、監督管理の統括と発展の促進、インターネットプラットフォーム企業の持続的かつ健全な発展の推進を図るために、2023 年 6 月 30 日付けで「インターネットプラットフォーム企業競争コンプライアンス評価ガイドライン(意見募集稿)」を公表し、パブリックコメント募集を行い、コメントのフィードバック締切日は 2023 年 7 月 31 日となっています。

これ以外に、黒竜江省市場監督管理局と海南省市場監督管理局もそれぞれの公式サイトで『黒竜江省プラットフォーム企業独占禁止コンプライアンスガイドライン』の公布に関する





る通告」(2023年6月13日付け公布、即日施行)、『海南省公共企業体独占禁止コンプライアンスガイドライン(意見募集稿)』のコメント募集に関する公告」(2023年6月30日公表、コメントフィードバック締切日は7月15日)といった関連ガイドラインを相次いで打ち出しました。

今後の企業コンプライアンス体系の構築過程において、中央レベルの独占禁止関連法律法規と規範となる文書を注視すると同時に、更新される地方レベルの独占禁止関連指南やガイドラインについても適時に確認・追跡し、末端法執行機関業務要求をリアルタイムに把握できるように保ち続ける必要があると認識しています。

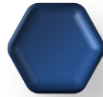
Q: 2023年度の独占禁止法執行の目標と方向性は何ですか。

A: 2023年2月9日、全国市場監督管理システム独占禁止業務会議及び民生分野での独占禁止法執行特定案件アクションの手配に関する会議が山東省青島市で開催され、会議では2022年度の法執行活動をレビューし、2023年の重点ミッションを明確にし、民生分野での独占禁止法執行特定案件アクションの手配を行いました。

2023年は全面的に党の20大精神を確実に実施する初年度で、独占禁止法執行業務の重点について、会議では、5つの面の業務を重点的に行う必要があると指摘しました。1つ目は大市場という目標を定め、**地方保護や行政的な独占の排除に注力すること**、2つ目はサービス品質強国と知的財産権強国の構築に関する**ことで、市場競争の活力と品質の向上に注力すること**、3つ目は法治監督管理、信用監督管理、スマート監督管理保障を強化し、**独占禁止監督管理法執行効果の向上に注力すること**、4つ目は発展のセフティベースラインをしっかりと守り、国内と国際の2つの市場の2種類の資源によるリンケージ効果の強化に注力すること、5つ目は複数のガバナンス・メカニズムによる共治のレイアウトを構築し、公正競争ガバナンス公平な競争管理全体の協力の強化に注力することです。

会議では、**民生分野での独占禁止監督管理法執行の強化は市場主体の発展環境と民衆の切実な利益にかかわっており、重要なマクロ効果と社会的影響力を備えており、「民のための監督管理」という核心理念をしっかりと確立し、民生分野での独占禁止法執行特定案件ア**





クションに関する重点ミッションを的確に把握し、業務への注力を確実に大きくし、組織による指導を強化し、特定案件アクションを確実に遂行し、成果や効果を得られるようにする必要があり、あることを強調しました。¹

上記会議の精神の下で、独占禁止法執行業務は今後も民生分野での独占禁止監督管理法執行の強化、地方保護と行政による独占の排除、独占禁止監督管理法執行効率の向上に注力するといった目標に向かって遂行されるはずだと予測しています。2023年6月30日までに、法執行機関が上記法執行業務目標に向かって関連法執行を力強く推進し、一連の法執行に関する代表的な事例を開示し、社会公衆への手本となる効果を上げています。

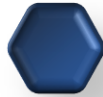
Q: 2023年上半期の法執行・司法に関する具体的な実践はどんなものがありますか。

A: 国家市場監督管理総局独占禁止局公式サイトで開示された情報によりますと、2023年1月1日から2023年6月30日までの間に、企業への行政処罰事例を14件(それには、2022年11月に処罰した1件の事件、2022年12月に処罰した2件の事件、及び2023年に処罰した11件の事件が含まれています)、行政権力の濫用による競争を排除したり制限したりした事件を8件、条件付き事業者集中を承認したり禁止したりした事件を2件、それぞれ開示しました。上記14件の企業への行政処罰決定には、7件の独占協定処罰事件、1件の独占協定と市場支配地位の濫用に関する事件、及び6件の市場支配地位の濫用事件が含まれています。業界別に見ると、行政法執行の対象となった企業は主に医薬、燃料ガス、保険等の分野にかかわっています。

開示された処罰事件の情報によりますと、2023年上半期と前年同期(1月～6月)とを比べ、調査・処罰した事件の行為種類別に見ると、違法に実施した事業者集中事件の件数は大幅に減り、独占協定事件及び市場支配地位の濫用事件に関する調査・処罰件数は若干増えており、行政による独占事件に関する調査・処罰件数は横ばいとなっています。2023年上半期、国家市場監督管理総局は民生分野での独占禁止法執行特定案件アクションを実施し、6月に特定案件アクション関連で調査・処罰した13件の状況を開示し、民生分野にかかわ

¹ https://www.samr.gov.cn/jzxts/sjdt/gzdt/art/2023/art_8b6c6fb2d52e44519cdbccc602e5e645.html 参照。





っている各企業は、これまで及び最近に公布された様々な独占禁止に関する法律法規及び関連するコンプライアンスガイドライン等の規範となる文書に基づき、できるだけ早急にセルフチェックを実施し、その上で事前コンプライアンス活動を確実に遂行し、下半期及びそれ以降の特定案件法執行活動において、法執行で注目されるような事態がないようにする必要があります。

これ以外に、独占禁止分野の司法実践について、専門データベースを検索したところ、事件の件数という点では、独占紛争の原因で引き起こされた民事事件の件数はそれほど大幅に増加していないものの、法律実務において、独占禁止法執行機関によって行政処罰された企業に関する民事派生訴訟が少しずつ増えている傾向にあり、企業コンプライアンスの観点から十分に注意し、リスク予測を強化する必要があると認識しています。



一、「中華人民共和国対外関係法」

中国語名称:《中华人民共和国对外关系法》

公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2023年6月28日

施行日:2023年7月1日

リンク:https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202306/content_6888929.htm

解説:

2023年6月28日、全国人民代表大会常務委員会より「中華人民共和国対外関係法」(以下、「同法」という)が公布された。同法は中国の対外関係の発展、国際協力の促進に法的根拠を提供し、その制定は中国が世界の平和と発展を促進し、人類運命共同体の構築を推進する決意を表すものである。

中国共産党中央政治局委員、中央外事工作委員会弁公室主任の王毅氏の話によると、同法は「新中国成立以来、初めての中国の対外業務大政方針、原則的立場と制度体系について集約して記述したもので、中国の対外関係の発展について総体的に規定した基本的な涉外法律」である。同法は6章計45条で構成され、中国の外交活動を執り行う際の原則を規定し、対外業務の職権を明確にし、対外関係を発展させる根本的な目標を打ち出し、対外関係の制度を確立し、対外関係を発展させる保障を明確にし、中国涉外分野に関する基本的、包括的な法律であり、涉外立法分野において統括、総括の役割を発揮するものである。

二、「愛国主義教育法(草案)に関する意見募集」

中国語名称:《爱国主义教育法(草案)征求意见稿》

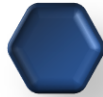
公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公表日:2023年6月28日

意見募集の締切日:2023年7月28日

リンク:<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff80818188c8adb80188fab286317569>





解説:

2023年6月26日、「中華人民共和國愛國主義教育法(草案)」(以下、「草案」という)について、第14期全國人民代表大會常務委員會第3回會議による審議を要請し、草案の制定は愛國主義教育の実施、國家統一と民族團結の維持等に関する憲法の規定を確実に実施する重要な措置である。

草案は5章計38条で構成され、愛國主義教育の内包的な目標、指導思想と全体要求、指導体制、業務原則と教育内容、主管部門と關係部門の役割及び各關係先より実施される愛國主義教育に関するミッション、愛國主義教育の支持保障措置等について定めている。「草案」では全國民向けに愛國主義教育を実施し、学校と家庭での青少年と兒童に対する教育を強調し、人民政府、關係部門と社会組織等の愛國主義教育の責務を明確にした。それと同時に、「草案」では国歌、国旗、国章を侮辱したり、英烈事績を歪曲・醜化・冒瀆・否定したり、侵略戦争、侵略行為と虐殺惨事を宣伝・美化・否認したり、愛國主義教育施設を占拠・破壊・汚損したりする等、愛國主義精神に反する禁止行為及びその法的責任について規定している。

三、「最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、法に則ってサイバー暴力違法犯罪を処罰することに関する指導的意見(意見募集稿)」

中国語名称:《最高人民法院、最高人民检察院、公安部关于依法惩治网络暴力违法犯罪指导意见(征求意见稿)》

公布機關:最高人民法院

公表日:2023年6月9日

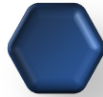
意見募集の締切日:2023年6月25日

リンク:<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/402962.html>

解説:

インターネット利用者の持続的増加に伴い、サイバー暴力の現象もますます目立つようになり、サイバー暴力に関連する悪質な事件が増加傾向を呈しており、サイバー暴力特別立法の強化に関する呼びかけも絶えず耳にし、中国人民政治協商會議全國委員會委員、当所の李大進





前主任も、刑法に「サイバー暴力罪」を新たに設けるよう進言してきた。このような背景下で、最高人民法院、最高人民検察院、公安部の 3 部門より連名で「法に則ってサイバー暴力違法犯罪を処罰することに関する指導的意見(意見募集稿)」(以下、「指導的意見」という)を起案した。この指導的意見は、関連政府部門のサイバー暴力を取り締まる強い意志の表れであり、また今後のサイバー暴力の撲滅に根拠とガイドラインを提供している。

「指導的意見」は計 20 条で構成され、サイバー暴力によって成しうる罪名、代表的なサイバー暴力行為はどのような罪名で処罰されるべきか、処罰を重くする必要がある状況、侮辱罪、誹謗罪の自訴から公訴に切り替える場合の条件、サイバー暴力によって社会公共利益に損害を及ぼした場合、検察院は公益訴訟を提起することができ、サイバー暴力によって人格権に侵害を与えた場合またはその恐れがある場合、当事者は法に則って人民法院に対し人格権侵害禁止令制度を適用するとともに、民事権利維持の形で被害者自身の合法的權益の維持に関する支持を求めることができることを明確にした。

四、「知的財産権の濫用による競争の排除や制限する行為を禁止することに関する規定」

中国語名称:《禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定》

公布機關:市場監督管理總局

公布日:2023 年 6 月 25 日

施行日:2023 年 8 月 1 日

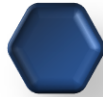
リンク:https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397fbe5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

解説:

改正後の「独占禁止法」に適応し、知財分野の独占禁止法執行業務の強化を図るため、国家市場監督管理局は「知的財産権の濫用による競争の排除や制限する行為を禁止することに関する規定」(以下、「規定」という)を改正し、2023 年 6 月 25 日付けで公布した。

「規定」は計 33 条で構成され、元の「規定」と比べ 14 条が追加され、18 条が改正され、1 条





が保留となり、知財にかかわる競争の排除や制限する行為について、より補完された、よりの確な規定を打ち出した。具体的には、「規定」では知財に関する市場支配地位の濫用行為及び事業者による知的財産権の行使に関する正当な理由を認定する際に考慮すべき要素を追加し、その他の市場支配地位の濫用行為の認定規則を細分化し、知的財産権の濫用による競争の排除や制限する行為の独占禁止法執行業務主体を規定し、事業者に対し独占的協定締結のために他の事業者を組織したり、サポートしたりしてはならないことを要求し、それに応じなければ、自身が実際に独占的協定を締結し実施した場合と同じ法的結果を負わなければならない、知財にかかわる事業者集中に関する申告要件を明確にし、パテントプール、基準制定中の独占行為に関する規定を補完した。

五、「中央企業法律紛争事件管理弁法」

中国語名称：《中央企业法律纠纷案件管理办法》

公布機関：国务院国有資産監督管理委員会

公布日：2023年6月12日

施行日：2023年8月1日

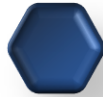
リンク：https://www.gov.cn/zhengce/202306/content_6888789.htm

解説：

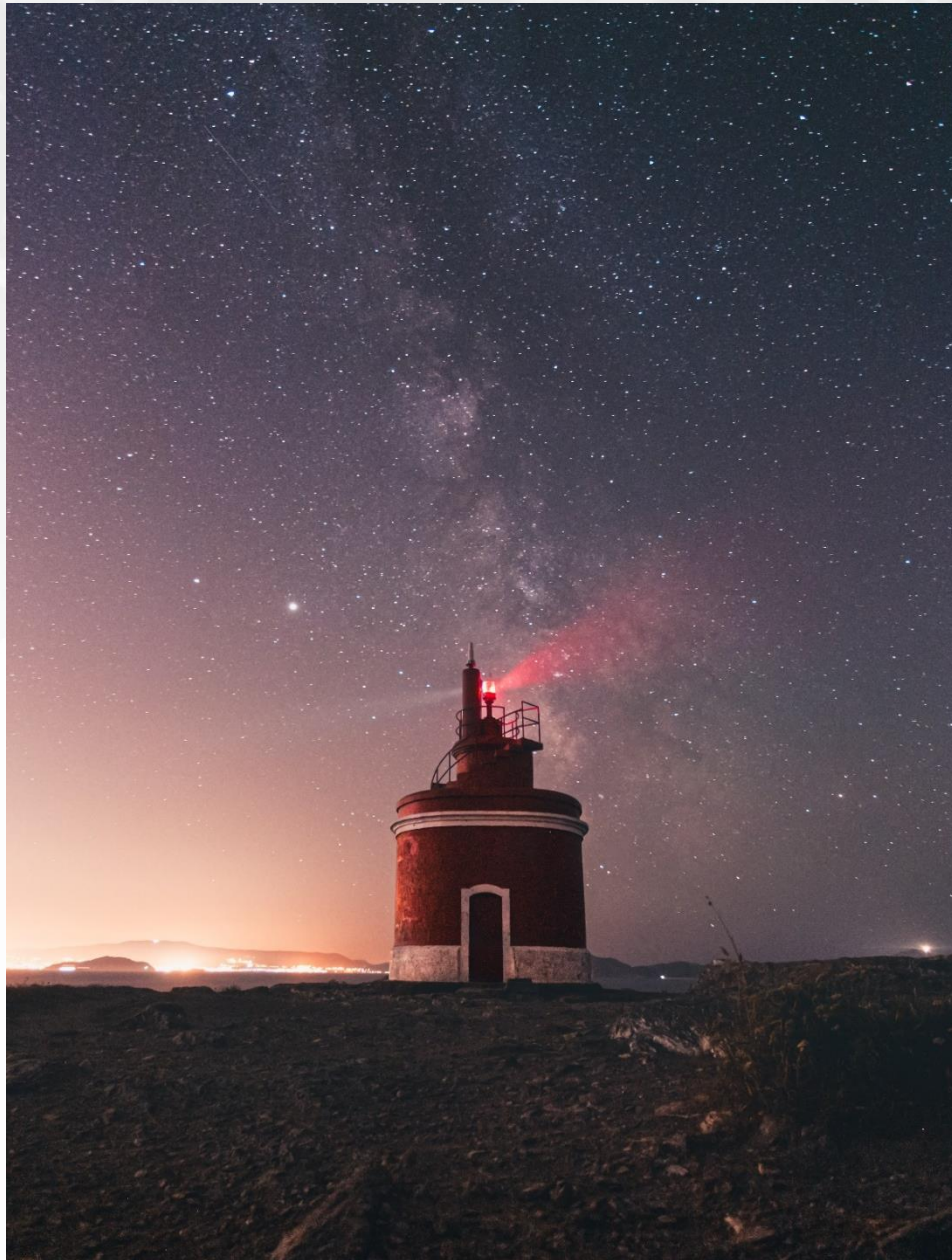
中央企業に対し事件管理の更なる強化を指導し、法に則って権利維持能力の向上を加速させ、中央企業の質の高い発展をサポートし、国有資産の安全を確実に守れるようにするために、2023年6月12日付け、国有資産監督管理委員会より「中央企業法律紛争事件管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、中央企業の法律紛争事件管理業務についてより高い要求を打ち出した。

当該「弁法」は7章計39条で構成され、第1章「総則」では、適用範囲、定義、原則、関連部門の役割等について規定した。第2章「組織職責」では、責任者と企業関係部門の役割を明確にした。第3章「管理メカニズム」では、事件管理業務のメカニズムについて全面的に記述し、そして関連要求を打ち出した。第4章「重大事件管理」では、重大事件の基準を明確にし、事件





に関する届出、処理対応、結審報告等に関する要求を打ち出した。第 5 章「仲介機関管理」では、中央企業リーガルサービス仲介機関の選任について明確な規定を打ち出した。第 6 章「賞罰」では、インセンティブメカニズム、責任追及及び国务院国有資産監督管理委員会の監督責任等を明確にした。第 7 章「附則」では、地方国有資産監督管理機関は「弁法」を参照し自ら出資した企業を指導することができることと、「弁法」の施行日について規定した。



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈22階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623

本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地:北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地:北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地:北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	弁護士	勤務地:北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地:北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地:北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地:北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地:北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地:北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地:上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地:上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。